

地域・職域連携支援検討会開催要綱

1 趣旨

明るく活力ある社会をつくるためには、国民の主体的な健康づくりへの取組と、地域・職域ぐるみで国民一人ひとりが生活習慣の改善等に取り組むことができる環境づくり及びそれらを支援するための保健事業による生涯を通じた継続的な健康づくり体制が重要である。

このため、平成 17 年度から、各都道府県において都道府県及び 2 次医療圏を単位とした「地域・職域連携推進協議会」が設置され、地域保健と職域保健で保健事業の共同実施や社会資源の有効活用を図る「地域・職域連携推進事業」が実施されている。

同協議会の設置・運営及び連携事業の実施・評価等に当り、平成 17 年度「地域・職域連携支援検討会」では、事業の円滑な実施を目的に現地支援を行い、その結果を参考にして地域・職域連携推進事業のガイドラインの改訂について検討したところである。

今後、更なる本事業の全国的な実施を進めていくことが必要であることから、引き続き専門家から成る標記検討会を開催するものである。

2 事業内容

- (1) 都道府県等における「地域・職域連携推進協議会」の設置及び運営に対する支援
- (2) 地域・職域連携推進事業のガイドラインの改訂
- (3) 検討会構成員による各都道府県の現状に応じた助言等の支援

3 検討会構成員等

- (1) 検討会の構成員は、別紙のとおりとし、うち 1 人を座長とする。
- (2) 検討会の構成員の任期は、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

4 その他

- (1) 検討会は、厚生労働省健康局総務課長が開催する。
- (2) 会議は公開とする。
- (3) 検討会の庶務は、健康局総務課保健指導室が担当する。

地域・職域連携推進事業ガイドライン改訂（案）

追加項目一覧表

該当ページ	大項目
p 4	II 地域・職域連携推進協議会の設置 2 協議会の構成メンバー 1) 都道府県協議会では・・・
p 4	II 地域・職域連携推進協議会の設置 3 協議会の役割 1) 都道府県協議会の役割 2) 2次医療圏協議会の役割
p 5	II 地域・職域連携推進協議会の設置 4 協議会の運営方法 1) 都道府県協議会の運営 2) 2次医療圏の運営 4) 事務局設置の工夫
p 15	IV 連携事業の実施 2 連携事業の展開 4) 関係者の資質の向上に関する事業（マニュアル作成・研修会） （2）研修会の開催 ① 目的・内容 「才」を追加
p 16	V 評価 1 評価の意義
p 21	VI 連携事業を推進する際の留意点 1 推進要因 8) 職域関係者の積極的参加
p 23	VI 連携事業を推進する際の留意点 3 保険者協議会との連携

※ 報告書では「Q&Aの追加」としてきたが、本文の中に追加した。

Ⅱ 地域・職域連携推進協議会の設置

2 協議会の構成メンバー (p4)

1) 都道府県協議会では、都道府県内の広域的な連携に関わる地域保健及び職域保健の行政機関、関係機関、関係団体、事業所の代表者等で構成する。なお、2次医療圏の構成メンバーが所属する上部団体がある場合は、当該団体を構成メンバーとすることが適当である。

3 協議会の役割 (p4)

1) 都道府県協議会の役割

都道府県協議会では、都道府県における健康課題を明確化し、管内全体の目標、実施方針、連携推進方策を協議することなどにより、管内の関係者による連携事業の計画・実施・評価の推進的役割を担う。また、関係団体の連絡調整、教材や社会資源の共有を行うとともに、地域・職域における保健事業担当者の資質向上を図るための研修会を開催するなど、地域の人材育成を行う。

また、2次医療圏協議会の育成を目的として、2次医療圏協議会の構成メンバーが所属する上部団体に対する啓発を行い、2次医療圏協議会における連携事業を収集し、その効果や協議会の役割機能の評価など、2次医療圏協議会の取り組みについても広域的な調整を図る。

2) 2次医療圏協議会の役割

2次医療圏協議会では、地域における関係機関への情報提供と連絡調整や健診実施状況及び結果等の健康に関する情報の収集、健康意識調査等によるニーズ把握等を行い、2次医療圏固有の健康課題を特定し、地域特性を活かした健康課題の解決に必要な連携事業の計画・実施・評価を行う。

4 協議会の運営方法 (p5)

都道府県協議会は地域保健主管課が、2次医療圏協議会は保健所等が事務局を担う。

1) 都道府県協議会の運営

事務局は協議会の開催に際し、協議会の目的・意義を明確にした上で、都道府県内に既に存在している類似の会議と当該協議会の関係について整理を行い、さらに連携事業を推進する上で必要な関係機関・関係団体が共通認識に立てるよう、協議会の意義を関係者に対して十分に説明することが必要である。

連携の第一歩として、保健活動に関する社会資源の共有化を行うことが必要であり、このためには、地域に存在する社会資源を資料として初回の協議会に提示し、社会資源の共有化の必要性を確認する。そして次回の協議会では、関係機関・関係

団体が有する社会資源を資料として提示し、具体的な活用方法を検討するなど、議論が具体化する方向で運営を行うことが必要である。

また、労働局・社会保険事務局と連携した共同事業の企画は、産業医や産業看護職等の研修を行っている産業保健推進センターと密接な連携をとることが効果的である。

2) 2次医療圏協議会の運営

事務局は、2次医療圏の健康課題を踏まえて、2次医療圏協議会の目的・意義を明確にし、当該協議会の構成メンバーが、どのような役割を担うのか、どのような協働を行えばメリットがあるのかについて、健康課題の解決方策と関連づけて説明する資料を作成することが必要である。そして、各関係機関・関係団体が担う役割については、現在行っている事業や活動に1つ加える程度で、地域の健康づくりにつながることが見えるような資料とすることが適当である。

職域側との連携に当たっては、労働基準監督署、商工会、商工会議所、労働基準協会、地域産業保健センター、社会保険健康事業財団等と十分な相談、連絡、調整を行うことにより、情報の適切な発信や地域の健康課題が明確化できるなど、具体的な連携事業の実施につなげることができる。

3) ワーキンググループの設置

4) 事務局設置の工夫

地域・職域連携事業をバランスよく実施するためには、事務局を地域保健部門と職域保健部門が共同で運営することも適当である。具体的には、事務局を保健所と労働基準監督署が交互に担当し、協議会を開催している事例も見られた。

5) キーパーソンの配置及び役割

IV 連携事業の実施

2 連携事業の展開

4) 関係者の資質の向上に関する事業（マニュアル作成・研修会）

(2) 研修会の開催

① 目的・内容（p15）

オ 職場における環境改善に関するアプローチを実施するための講義や実習

V 評価

1 評価の意義 (p16)

このように、連携事業の評価は、連携事業を実施する者自身が常に連携事業を効果的に改善しようとする視点から、自ら又は相互に実施されるべきものである。また、連携事業の各段階にあわせて、実施体制、協議会の体制、目標の設定、事業運営の方法、計画の進捗、目標の達成度、参加者の健康指標の改善などといった評価項目が検討されるべきである。そこで、以下に、体制や資源について評価する構造評価、計画や方法を評価するプロセス評価、結果や達成度を評価する効果評価の3つに大別して、実際の評価や改善に使用することができるチェックリストの具体例を示した。チェックリストを活用することにより、連携事業の不足している点や改善点が明確になるため、各事業の進捗状況を確認するものとして評価項目を活用し、課題の解決に向けた協議会運営に活用することが効果的である。

VI 連携事業を推進する際の留意点

1 推進要因 (p21)

8) 職域関係者の積極的参加

産業保健推進センターでは、各種の研修会が計画されており、産業界への周知が図られることが期待される。また、産業医連絡会議、労働関係連絡会議、産業保健連絡会議、THP推進協議会などの既存の会議との連携・調整を行った上で積極的参加を求めることが必要である。

3 保険者協議会との連携 (p23)

今後の医療制度改革を踏まえると、保険者が生活習慣病予防のための健診・保健指導(ハイリスクアプローチ)を実施することになり、保険者協議会では、健診・保健指導データとレセプトデータの分析に加え、健診・保健指導計画の策定や実施体制に係る検討が行われるなど、保険者機能が強化されることが想定される。その中で、計画の目標達成に向けて、地域・職域連携推進協議会においては、保険者協議会との連携を密にし、ハイリスクアプローチと、地域において実施されるポピュレーションアプローチに関する事業の関連を持たせ、健康増進活動の両輪として機能する体制を整備することが期待される。

なお、保険者協議会との連携を円滑に行うために、地域・職域連携推進協議会の事務局が、保険者協議会の会議に参加することが必要であろう。